

これまでのコミバスからもう少し発達した買い物バス、通院バスなど、ニーズにどのように応えるかを、まちづくりと一緒に考え始める検討体制を整える。⇒ **地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定できる法定協議会に改組。**

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律 第6条第2項
(協議会)

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

協議会の体制図

「奈良県地域交通改善協議会」

必須

会長：奈良県知事(法6.2.1及び2)

委員：市町村長(法6.2.2)、交通事業者(法6.2.2)、**奈良国道事務所長**(法6.2.2)、関係団体代表(法6.2.3)、**奈良県警察本部交通部長**(法6.2.3)、**奈良県自治連合会会長**※(法6.2.3)

※住民代表は必要に応じて追加

年3回開催
(6月、9月、2月)

その他

近畿運輸局(自動車交通部長、企画観光部長、奈良運輸支局長)等(法6・2・3)

「奈良県地域交通改善協議会幹事会」

幹事長：奈良県県土マネジメント部長

幹事：副市町村長、交通事業者・関係団体担当役職員、近畿運輸局担当課長等

「地域別部会」

奈良県 県土マネジメント部次長(地域交通課長)、関係課長
市町村 公共交通担当課長、奈良運輸支局担当課長

※ 検討内容に応じて、事業者代表(バス協会・タクシー協会・奈良労働組合協議会・**私設バス関係者(大型店舗、ゴルフ場等)**)の出席を求める。

北西部地域

奈良市、大和郡山市
生駒市、香芝市、平群町
三郷町、斑鳩町、安堵町
川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町
河合町

中部地域

大和高田市、橿原市
桜井市、御所市
葛城市、高取町
明日香村、広陵町

東部地域

奈良市、天理市
桜井市、宇陀市
山添村、曾爾村
御杖村、東吉野村

南部地域

五條市、吉野町、大淀町
下市町、黒滝村、天川村
野迫川村、十津川村
下北山村、上北山村
川上村、東吉野村

必要に応じ、
各路線別検討会議
を開催

各市町村
地域公共交通会議

各市町村
地域公共交通会議

各市町村
地域公共交通会議

各市町村
地域公共交通会議